様式第１０号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

オフィス使用許可取消等通知書

　　　　　　　　様

出雲市長

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で許可をしたオフィスの使用について、出雲市日御碕サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例第１１条第１項の規定により、下記のとおり（許可を取り消し・許可に付した条件を変更・使用中止を命令）するので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用施設名 | 　オフィス　　　　　　　　　 |
| 使用許可期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 使用許可取消・許可条件変更・使用中止命令の内容及び理由 |  |
| 明渡し期限(許可取消の場合) | 　　　　年　　月　　日　までに使用施設を明け渡すこと。 |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。